

改 正 案	現 行												
<p>(略)</p> <p>附 則 この規約は、平成30年4月18日から施行する。 一部改正 平成30年5月28日施行 一部改正 平成30年7月25日施行</p>	<p>(略)</p> <p>附 則 この規約は、平成30年4月18日から施行する。 一部改正 平成30年5月28日施行</p>												
<p>(別表)</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="219 707 1019 898"> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">有識者 (委員)</td> <td>文教大学国際学部観光学科教授 海津 ゆりえ</td> </tr> <tr> <td>東京環境工科専門学校 校長 笹岡 達男</td> </tr> <tr> <td>株式会社美ら地球 代表取締役 山田 拓</td> </tr> <tr> <td>霧ヶ峰自然教室 室長 山田 祐子</td> </tr> <tr> <td>環境省信越自然環境事務所 所長 奥山 正樹</td> </tr> </table>	有識者 (委員)	文教大学国際学部観光学科教授 海津 ゆりえ	東京環境工科専門学校 校長 笹岡 達男	株式会社美ら地球 代表取締役 山田 拓	霧ヶ峰自然教室 室長 山田 祐子	環境省信越自然環境事務所 所長 奥山 正樹	<p>(別表)</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1205 707 2004 898"> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">有識者 (委員)</td> <td>文教大学国際学部観光学科教授 海津 ゆりえ</td> </tr> <tr> <td>東京環境工科専門学校 校長 笹岡 達男</td> </tr> <tr> <td>株式会社美ら地球 代表取締役 山田 拓</td> </tr> <tr> <td>霧ヶ峰自然教室 室長 山田 祐子</td> </tr> <tr> <td>環境省信越自然環境事務所 所長 中山 隆治</td> </tr> </table>	有識者 (委員)	文教大学国際学部観光学科教授 海津 ゆりえ	東京環境工科専門学校 校長 笹岡 達男	株式会社美ら地球 代表取締役 山田 拓	霧ヶ峰自然教室 室長 山田 祐子	環境省信越自然環境事務所 所長 中山 隆治
有識者 (委員)		文教大学国際学部観光学科教授 海津 ゆりえ											
		東京環境工科専門学校 校長 笹岡 達男											
		株式会社美ら地球 代表取締役 山田 拓											
		霧ヶ峰自然教室 室長 山田 祐子											
	環境省信越自然環境事務所 所長 奥山 正樹												
有識者 (委員)	文教大学国際学部観光学科教授 海津 ゆりえ												
	東京環境工科専門学校 校長 笹岡 達男												
	株式会社美ら地球 代表取締役 山田 拓												
	霧ヶ峰自然教室 室長 山田 祐子												
	環境省信越自然環境事務所 所長 中山 隆治												

信州ネイチャーセンター基本方針策定検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 自然保護センターを豊かな自然とふれあうエコツーリズムの拠点とするために策定する「信州ネイチャーセンター基本方針」に係る意見聴取を行うことを目的として、信州ネイチャーセンター基本方針策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 検討会の掌握事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県内のエコツーリズムの普及・拡大に関する課題の把握、意見調整
- (2) 自然保護センター等のビジターセンターの利活用・広域連携に関する課題の把握、意見調整
- (3) 信州ネイチャーセンター基本方針の策定に係る意見聴取
- (4) その他検討会の目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 検討会の構成は、別表のとおりとする。

(座長)

第4条 検討会の座長は、互選により選出する。

- 2 座長は、検討会を統括する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(検討会)

第5条 検討会は、座長が必要に応じ招集する。

- 2 座長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(有識者)

第6条 検討会の有識者は、エコツーリズム、ビジターセンターに関連する分野に精通する者から、事務局が委嘱する。

- 2 有識者の任期は平成31年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 検討会の事務局を長野県環境部自然保護課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年4月18日から施行する。

一部改正 平成30年5月28日施行

一部改正 平成30年7月25日施行

(別表)

信州ネイチャーセンター基本方針策定検討会 名簿

	組 織	備 考
有識者 (委員)	文教大学国際学部観光学科教授 海津 ゆりえ	
	東京環境工科専門学校 校長 笹岡 達男	
	株式会社美ら地球 代表取締役 山田 拓	
	霧ヶ峰自然教室 室長 山田 祐子	
	環境省信越自然環境事務所 所長 奥山 正樹	

(オブザーバー)

	組 織	備 考
自然保護 センター関係	霧ヶ峰自然保護センター	
	乗鞍自然保護センター	
	美ヶ原自然保護センター	
	志賀高原自然保護センター	
ビジター センター関係	一般財団法人 自然公園財団 上高地支部	
関係市町村	松本市 山岳観光課	
	松本市 観光温泉課	
	山ノ内町 観光商工課	
県	観光部 山岳高原観光課	
	諏訪地域振興局 環境課	
	環境保全研究所 自然環境部	
(事務局)	環境部自然保護課	

信州ネイチャーセンター基本方針（案）に対するご意見と県の考え方

資料2

1 募集期間 平成30年7月2日（月）～平成30年7月23日（月）まで

2 提出件数 13件（3通）

No.	該当項目	お寄せいただいたご意見等（要旨）	県の考え方
1	第4章	玄関口の機能を拡充して長野県内の自然の魅力を伝えることは非常に意義があると思います。ただ、各センターにそれぞれの特徴もあり、すべての機能を有する必要はないとも思います。	本方針は、各センター共通の課題に対応するための方向性を示すものですが、ここに記載のすべての機能を全センターが有するべきということでは必ずしもなく、本方針に記載の取組を活用して、各センターの特徴に応じて、関係者間で協議し、機能強化策を具体化していくこととしています。
2	第6章	各センターにおいてもそれぞれで尖った取り組みが進めばそのセンターの持ち味も発揮されると思うので、広域連携として県内外の他のセンターの情報提供も行うなど、それぞれの公園に縛られることなく、それぞれの主体的な取り組みで相乗効果が生まれることを期待しています。	ご指摘のとおり、各センター間の広域連携を図ることで、より良い取組や工夫等について相互の情報共有が進むほか、周辺各施設相互のPRによる回遊性の創出等、連携協力を深めることで相乗効果を発揮できるものと考えております。
3	第6章	長野県内は標高差も含めて降雪降雨や地形地質の状況など様々な特異点があります、それぞれのセンターの特徴を生かしつつ、広域的にその地域に近い情報発信も連携しながら行えば（例えば、カクネ里雪渓を他の自然保護センター等で紹介し長野県にこだわらず、県外の日本の良い自然を紹介する。）よいのではないかと思います。	多様な主体からなるデジタルセンターとのネットワーク化を図ることで、他地域の取組を発信する企画展示等の合同イベントの開催が期待できると考えております。いただきましたご意見については、今後の事業の参考にさせていただきます。
4	第4章	エコツーリズムも長野県の実自然や文化を素材として行うツーリズムはすべてエコツーリズムだと思います。自然観察のみにとらわれずに、草原の維持と農業との関係などストーリーが必ずあると思いますのでうまく地域の関係者と連携していけばよいのではないかと思います。	国・市町村・観光関係者・自然保護団体・ガイド事業者・地権者といった地域関係者との連携は、地域の自然や歴史・文化の価値が再確認できる点等からエコツーリズムの推進には重要と考えております。いただきましたご意見については、今後の事業の参考にさせていただきます。
5	第4章	せっかくあるセンターであり、廃止ということではなく地元の市町村やガイドなど関係者の熱意が成功するカギかと思しますので、地元の熱意が高まることを期待しています。	設置から40年が経過するセンターもあり、地域に定着し、自然保護と利用の拠点として活用が図られていることから、地域関係者と連携しながら、機能強化を図ってまいりたいと考えております。
6	6ページ 9ページ	サステイナブルツーリズムの表記は、一般の方にはまだなじみのない言葉だと思うので、簡単な説明を括弧書きで表記した方がよいと思う。	ご意見を踏まえ、サステイナブルツーリズムの説明を括弧書きで記載しました。
7	第4章 P9、P12	③自然体験機能が今回の基本方針（案）の重要な部分であると考えている。ツアーデスクの設置については、民間ガイド事業者が積極的に対応するか疑問である。ツアーデスク設置のハードルが高いと考えるが、設置できなくても連携してツアー提供を目指す形も一案かと思う。	本方針策定後、各センターにおいて検討会を予定しております。この中でツアーデスクの設置等について検討したいと考えております。いただきましたご意見については、今後の事業の参考にさせていただきます。
8	第4章 P12	ガイドの人材充実について、ガイドを生業の一部とする人材の充実が記載されているが、現在パークボランティアによる無料のガイドも行っている。ガイドの有料及び無料の両方を提供する方向なので、そちらについても人材の充実が必要だと考えますので、合わせて表記できればと思う。	パークボランティアの充実につきましては、地域住民の皆様のご協力が不可欠と考えており、P12④に記載のとおり、地域住民の皆様が自然公園や自然保護センターの応援団となる体制の構築に向け、今後とも検討を進めてまいります。

9	第4章1⑥ (P9) 及び第4章2⑥ (P13)	「避難場所提供機能」について、本方針に避難場所の機能まで入れる必要があるか検討してほしい。 松本市は乗鞍自然保護センターを避難場所及び緊急避難場所に指定していないため。	本方針に記載した「避難場所提供機能」は、屋外で自然散策等をしている場合、荒天時に一時的に雨風をしのぐ場所として提供する機能を指すものですので、ご理解をお願いします。
10	第4章2② (P11)	「ドローンを活用した空撮映像等を活用し、臨場感を体験できる工夫をします。」 に関しては、環境省に見解を求めた方がよい。国立公園内の撮影について、一般もメディアに対しても基本的には禁止（ご遠慮いただく）しているため。	本方針策定後、各センターにおいて検討会を予定しております。 いただきましたご意見については、事業実施にあたり、自然保護センター毎に関係者と協議したいと考えております。
11	第4章2⑦ (3) (P14)	「閉館時の利用にも配慮する」に関して、閉館時の利用に関して管理面の検討をしてほしい。建物の構造、管理上、閉館時（冬期）はトイレの使用はできない。水道も閉栓している。	本方針策定後、各センターにおいて検討会を予定しておりますので、その際に実施可能な閉館時の利用方法を自然保護センターごとに検討したいと考えております。
12	その他	管理運営は市町村観光部で担っているが、内容としては市町村環境部署との連携が必要ではないか。	管理運営体制については多様な主体を巻き込んだ運営体制が望ましいとしていますが、今後、自然保護センターごとに目指す運営体制を検討したいと考えております。いただきましたご意見については、今後の事業の参考にさせていただきます。
13	その他	本方針を実現するためには、財源と人材の確保は必須。どこまで実現できるのか見通しがほしい。	地域の特色や必要な機能を踏まえて、本方針を実現するために必要な人員や費用負担等について、今後、自然保護センターごとに関係者と検討してまいります。

信州ネイチャーセンター基本方針(案)の変更(修正)点について

資料3
自然保護課

パブリックコメント(7/2~7/23 実施)からの主な変更(修正)点は以下のとおりです。

(基本方針(案)に赤字で記載)

項目	ページ	パブコメ時点からの修正点	見直し理由等
ネイチャーセンターの目指す姿(第3章) ネイチャーセンター機能・方向性(第4章)	P6 P9	・サステイナブルツーリズムの説明を括弧書きで記載	○パブコメ意見反映 ・サステイナブルツーリズムの表記は、一般の方にはなじみのない言葉ではといった指摘があったため
ネイチャーセンター機能・方向性(第4章)	P12	・ツアーの質に関する点を記載(ガイドによる一方的な解説や知識の強要でなく、楽しみながら自然を体感・体験して、自身のアクションにつなげるような視点を)	○当課で整理 ・料金に関する記述に加え、目指すツアーの質にも言及した方が望ましいと判断したため
ネイチャーセンター機能・方向性(第4章)	P13	・環境教育の推進に関する点を記載(環境教育を实践する個人や団体と連携し、環境教育の視点を取り入れる点)	○当課で整理 ・自然環境保全に関する記述に加え、教育的視点(ESD)についても推進を図る旨、言及した方が望ましいと判断したため。

(参考) 第2回検討会の意見反映状況について

自然保護課

第2回検討会の意見反映状況については以下のとおりです。(基本方針(案)に青字で記載)

項目	ページ	第2回目検討会時点からの修正点	見直し理由等
現状分析(第2章)エコツアーの取組に関する状況	P5	・エコツーリズムに対する現状をさらに明確に記載(センター職員が管理業務を行いながらガイドを提供している実情を記載)	○委員意見反映 ・今回の基本方針案は、全体として、こうありたいという点はよく書かれているが、なぜそういう風に至っていないのかという点が不足しているというご意見を踏まえ
ネイチャーセンターの目指す姿(第3章)③自然体験機能	P9	・有料と無料のガイドツアーの差別化の内容に関して記載	○委員意見反映 ・どのように差別化するかといった記載がなかったため。
ネイチャーセンター機能・方向性(第4章)①情報発信・提供機能	P11	・センターを訪れる前の利用者に対する情報提供に関して記載	○委員意見反映 ・センターに来訪した場合の情報提供について記載されており、訪れる前の情報提供方法に関する記述がないとのご意見を踏まえて。
ネイチャーセンター機能・方向性(第4章)①情報発信・提供機能	P11	・防災情報の提供に関して記載	○委員意見反映 ・一昨年、県の危機管理部で御嶽山の噴火の関係でビジターセンターの検討も実施しており、防災情報の提供も記載してはというご
ネイチャーセンター機能・方向性(第4章)②自然及び文化・歴史等の解説機能	P11	・センター職員の育成に関して記載	○委員意見反映 ・ガイド人材の育成の記述はあるが、ビジターセンター職員に関する能力開発の視点がないとのご意見を踏まえて。
ネイチャーセンター機能・方向性(第4章)配慮すべき項目	P14	・配慮すべき項目に安全に対する配慮の項目を追加(以降繰り下げ)	○委員意見反映 ・ガイドツアーの実施にあたり、安全対策・安全管理に関する記述が抜けているというご意見を踏ま
広域連携体制(第6章)	P19	・自然保護センター、ビジターセンター同士の回遊性に関して記載	○委員意見反映 ・他のビジターセンターにも来訪してもらうような回遊性を高める、リピーターを増やすという視点も考えてはというご意見を踏ま

信州ネイチャーセンター基本方針（案）

～信州の豊かな自然環境を活かしたエコツーリズムの普及・拡大を目指して～



2018年（平成30年）〇月
長野県

目次

第1章	ネイチャーセンター基本方針策定の経緯	1
1	基本方針の策定にあたって	
2	策定の経過	
3	基本方針検討の経緯	
第2章	現状分析	2
1	自然環境の保全と利用に関する状況	
2	自然保護センター等に関する状況	
3	エコツーリズムの取組に関する状況	
第3章	ネイチャーセンターの目指す姿	6
1	ネイチャーセンターとは	
2	ネイチャーセンターの目指す姿と基本コンセプト	
第4章	ネイチャーセンター機能・方向性	8
1	ネイチャーセンターの有する機能	
2	機能強化の方向性	
第5章	管理運営体制の方向性	16
1	目指す運営体制のあり方	
2	運営方法の検討	
第6章	広域連携体制	19
1	他施設との連携のあり方	
2	広域連携の方向性	

第1章 ネイチャーセンター基本方針策定の経緯

1 基本方針の策定にあたって

本県の豊かな自然環境をより深く理解・体験し、何回も訪れるなど、自然とのふれあいの機会を増やすため、自然保護センターの活用によるエコツーリズムの普及・拡大を図ることを目的とし「ネイチャーセンター基本方針」を策定することといたしました。

この基本方針は、自然体験の拠点となりうる自然保護センターの目指すべき姿や、エコツーリズムの拠点として自然体験機能を向上させるための基本的事項等を定めました。

自然保護センターの活用にあたり、この基本方針が考え方の一助となり、県内のエコツーリズムに関する取組が推進されることを期待します。

2 策定の経過

近年の自然公園の利用形態として、自然とのふれあいを求めるニーズが高まるとともに、多様化（インバウンド）・高度化（質の高さ。新鮮味）する傾向が見られます。

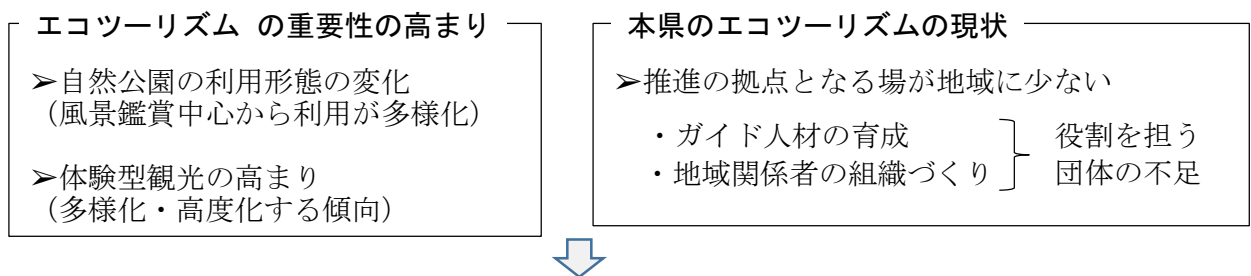
また、社会情勢として2015年には、国連で持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、多様な主体による持続可能な社会の実現に向けた取組が展開されています。

このような背景から、自然公園におけるエコツーリズム（自然環境の保全と持続可能な観光のあり方）の重要性が高まっています。

現在、本県では、世界に誇れる山岳高原に育まれた資源を活かし、滞在型観光の促進によってその価値を最大限に生かし、高めることで、世界水準の山岳高原観光地づくりを目指しているところですが、エコツーリズムを推進する組織や拠点が整っておらず、関係者の連携不足やエコツアーを実施するガイド人材の育成が十分でないことから、エコツーリズムの取組が県内各地に普及していないのが現状です。

そこで、エコツーリズム推進の拠点として、自然保護センターを活用するため、「ネイチャーセンター基本方針」を作成することとしました。

〔策定経過イメージ〕



自然保護センターをエコツーリズムの拠点として活用し、信州をエコツーリズムの先進地へ

3 基本方針検討の経緯

第2章 現状分析

1 自然環境の保全と利用に関する状況

我が国は世界の中でも「生物多様性のホットスポット」と評価されており、本県は日本の屋根と称される高山帯を有する約3,000mの標高差のある複雑な地形や日本列島形成に関わる新旧様々な地形・地質、農地・里山・草原から山岳まで多様な土地利用、日本海・内陸・太平洋の影響を受ける気候により、多様で豊かな自然環境を有していることから、日本の中でも生物多様性の豊かな場所であると考えられています。

また、本県の山岳・高原地域の多くは自然公園に指定（国立公園5地域、国定公園3地域、県立自然公園6地域）され、国内外から年間約3,500万人が訪れるなど、近年、本県の豊かな自然環境とのふれあいを求める人々が増えています。

特に自然公園は自然体験のフィールドとして貴重であり、インバウンドへの対応や、特別感のある非日常的な体験を求める等、多様化・高度化する自然体験のニーズへの対応が求められています。その一方で、利用者の増加に伴う踏みつけによる植生破壊や利用マナーの違反等の課題が生じています。

〔自然公園指定状況一覧〕

(H30.4.1現在)

公園別	名称	指定年月日	公園面積 (ha)	
				長野県内面積
国立公園	中部山岳	S9.12.4	174,323	65,612
	上信越高原	S24.9.7	148,194	63,006
	秩父多摩甲斐	S25.7.10	126,259	9,716
	南アルプス	S39.6.1	35,752	14,079
	妙高戸隠連山	H27.3.27	39,772	18,330
			524,300	170,743
国定公園	八ヶ岳中信高原	S39.6.1	39,857	35,769
	天竜奥三河	S44.1.10	25,720	5,926
	妙義荒船佐久高原	S44.4.10	13,123	5,061
			78,700	46,756
県立自然公園	中央アルプス	S26.11.22	35,427	35,427
	御岳	S27.3.3	19,046	19,046
	三峰川水系	S33.5.1	526	526
	塩嶺王城	S39.6.25	1,340	1,340
	聖山高原	S40.7.8	2,150	2,150
	天竜小洪水系	S45.12.21	2,561	2,561
			61,050	61,050
計			664,050	278,549

2 自然保護センター等に関する状況

(1) 自然保護センターの現況

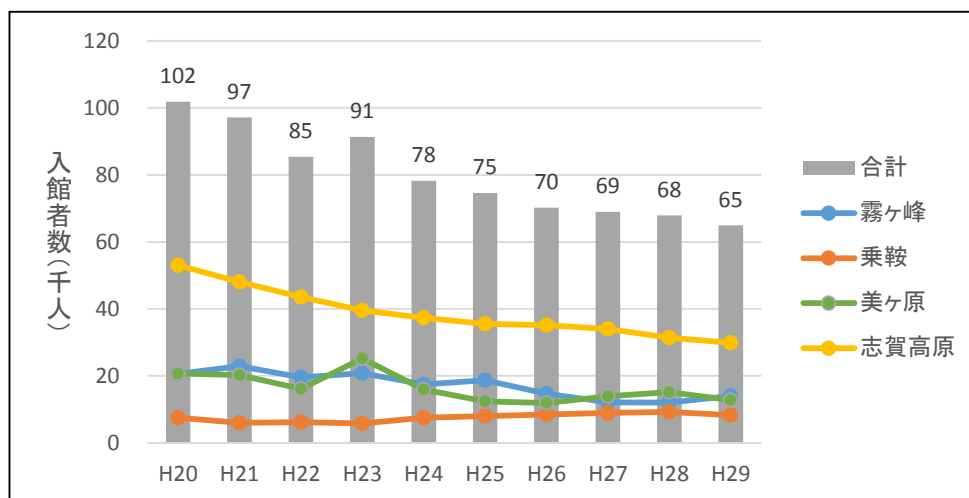
霧ヶ峰、乗鞍、美ヶ原、志賀高原の県下4か所に「自然保護センター」が設置されています。これらの自然保護センターにおいては、地域の自然等をパネル・模型等でわかりやすく解説するとともに、自然公園の利用指導を行い、自然保護や地域の環境教育拠点、あるいは自然環境に関する情報発信の拠点として利用されています。

しかしながら、自然保護センターの利用者は年々減少傾向であり、施設の長寿命化や利便性に配慮した施設整備に加え、情報発信機能や、活動プログラムの充実強化、それらを支える人的基盤などのソフト充実が課題となっています。

資料1【自然保護センター一覧】

区分	霧ヶ峰 自然保護センター	乗鞍 自然保護センター	美ヶ原 自然保護センター	志賀高原 自然保護センター
公園名	八ヶ岳中信高原 国定公園	中部山岳 国立公園	八ヶ岳中信高原 国定公園	上信越高原 国立公園
所在地	諏訪市四賀霧ヶ峰 7718-9	松本市安曇 4306-5	松本市大字入山辺 上田市武石上本入	下高井郡山ノ内町 志賀高原蓮池
建築面積 (構造)	575.00 m ² (RC 平屋建)	835.45 m ² (RC 平屋建)	629.36 m ² (木造平屋建)	926.50 m ² (SRC2 階建)
設置背景	ビーナスライン建設 時の政策的配慮	県民広場の中核施 設として	美ヶ原台上の車道 化問題時の政策的 配慮と地元要望	冬季五輪時の地元 要望
竣工年月	昭和 48 年 8 月	昭和 54 年 11 月	平成 5 年 3 月	平成 9 年 6 月
管理運営	県直営 (諏訪地域振興局)	松本市へ委託 (山岳観光課)	松本市へ委託 (観光温泉課)	山ノ内町へ委託 (観光商工課)
職員体制	2名(常勤) 1名(臨時)	2名(常勤) 2名(臨時)	1名(常勤) 1名(臨時)	1名(常勤)

資料2【自然保護センター利用者数の推移】



(2) 県内のビジターセンター設置状況について

国（環境省）、市町村、民間事業者等の多様な主体により県内の自然公園内にビジターセンターが設置されています。（※自然公園財団発行「自然公園の手引き 2018」参照）

番号	名称		設置主体	所在地	備考
1	高峰高原ビジターセンター		民間	小諸市	上信越高原 国立公園内
2	志賀高原自然保護センター		県	下高井郡山ノ内町	〃
3	上高地インフォメーションセンター		国	松本市安曇	中部山岳国立公園内
4	上高地ビジターセンター		国	松本市安曇	〃
5	沢渡ナショナルパークゲート		国	松本市安曇	〃
6	乗鞍自然保護センター		県	松本市安曇	〃
7	榎池ビジターセンター		市町村	北安曇郡小谷村	〃
8	美ヶ原自然保護センター		県	松本市入山辺	八ヶ岳中信高原 国定公園内
9	霧ヶ峰自然保護センター		県	諏訪市四賀霧ヶ峰	〃
10	八島ビジターセンター		市町村	諏訪郡下諏訪町	〃
11	車山ビジターセンター		民間	茅野市	〃

3 エコツーリズムの取組に関する状況

エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光の在り方で、自然環境への配慮、観光振興への寄与、地域振興への寄与、環境教育への活用につながり、環境と経済の好循環が期待されます。

本県では、行政、ガイド事業者、自然保護ボランティア団体等がエコツーリズムの考え方を実践するためのツアーであるエコツアーを実施していますが、エコツーリズムに取り組んでいる事業主体が個々に活動を展開していることから、情報共有の機会が少なく、関係者間の連携が必ずしも十分でない状況です。

現在、自然保護センターにおいては、利用者負担は保険料のみといった安価なガイドを行っていますが、職員はセンターの管理業務を行いながらガイドを実施しているため、必ずしも質・量ともに十分なガイドツアーの提供ができていない状況にあります。

一方、地域振興や観光振興に資する有料のエコツアーガイドについては、メニューも豊富で一部の地域では定着していますが、広く本県にエコツーリズムの取組が普及している状況にはなく、ツアーガイドの質の向上に向けた研修の充実強化や新たなツアーガイドの養成が必要となっています。

〔エコツアーの種類と例〕

エコツアーの種類	エコツアー例
原生的な自然におけるガイドツアー	・ 山岳や森林でのトレッキングツアー
特徴的な野生生物とのふれあい	・ バードウォッチング ・ モモンガ観察会
自然の営みにふれる観察会への参加活動	・ 自然散策会 ・ 星空ウォッチング
環境教育を主目的とした学校団体の活動	・ 修学旅行の体験プログラム ・ 林間学校
自然や文化に関する解説を受けながら地域を歩き巡る活動	・ 高原散策ツアー ・ 里山ウォーキング
地域の生活や文化を体験する活動	・ 高原、里山の管理・再生を学ぶツアー ・ 古来の生活の知恵の学習体験
環境保全のために実際に貢献をする活動	・ 外来種の駆除ボランティア ・ 植生回復ボランティア
自然の中でゆったりとした時を過ごしながら自然の恵みを体感する活動	・ 体験滞在型観光（自然体験キャンプ）

2 ネイチャーセンターの目指す姿と基本コンセプト

自然公園に誘導し、屋外での積極的な自然体験を促進するとともに、旅行者のニーズに応じた多様なツアープログラムを提供できる施設とするため、目指す姿と基本コンセプトは次のとおりとします。

【目指す姿】

自然公園の「玄関口」として人と自然をつなぐ拠点

【基本コンセプト】

① 自然公園に訪れたら最初に立ち寄る施設（ワンストップサービス）

自然情報のみならず、観光情報や気象・交通情報、地域の歴史・文化、ガイド情報（エコツアー、ガイド事業者）といった多様な情報を発信・提供します。

② 自然・文化を体験できる施設（質の高い解説サービスの提供、五感で感じる展示物）

単純な自然解説だけでなくガイドにとって一定の報酬を得られ、リピート参加が期待できるような満足度の高いツアープログラムを構築・提供します。

五感で感じる体験型の展示や映像により自然公園の持つ魅力を発信することで外国人利用者、幅広い年齢層の利用者、障がい者等の誰もが自然・文化を体験できる施設とし、国内外から多くの人々を呼び込み、自然観察等の野外の活動を促進します。

③ 多様な利用者が様々な目的で活用できる施設（保護や研究の活動・交流拠点）

エコツーリズムに携わるガイド・観光事業者や、自然環境の保全活動に携わるボランティア団体等の自然公園の保護と利用に携わる人々の活動や交流の拠点として地域全体の活性化につなげます。

自然公園の「玄関口」として人と自然をつなぐ拠点

① 自然公園に訪れたら最初に立ち寄る施設

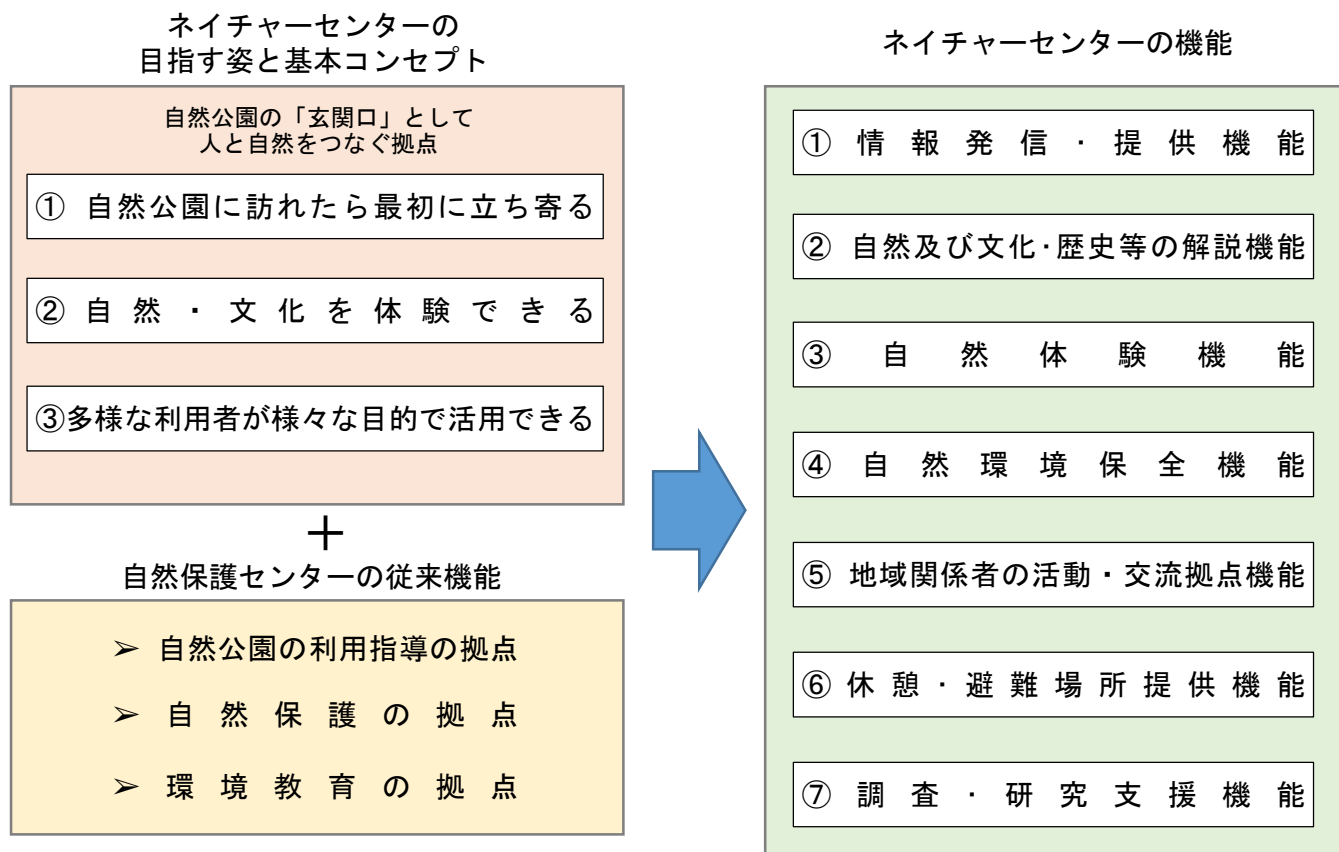
② 自然・文化を体験できる施設

③ 多様な利用者が様々な目的で活用できる施設

第4章 ネイチャーセンター機能・方向性

1 ネイチャーセンターの有する機能

ネイチャーセンターは自然保護センターの従来機能を包括し、目指す姿と基本コンセプトをもとに7つの機能を持たせます。



① 情報発信・提供機能

利用地点や興味地点などの案内、自然の状況や利用状況に関する情報、当日の天気情報及び交通規制に関する情報など、利用者の適正な利用活動を助けるための情報や、周辺地域で提供されているアクティビティ、宿泊施設、飲食店等の利用に関する情報などの各種情報の提供・発信を行います。

また、周辺地域で実施されているエコツアーやツアーを提供しているガイド団体等に関する情報を積極的に提供・発信し、来訪者が自然とふれあう機会を促進します。

② 自然及び文化・歴史等の解説機能

自然公園等の利用に際して理解を深めるため、地域の地形・地質、動植物、自然環境、歴史、文化等の解説を行うとともに、誰もが分かりやすい案内や解説を行います。

特に展示物を活用した解説は、来訪者に対して自然公園の魅力や価値を直接伝えることができる重要な機能です。自然公園や自然体験、環境教育等に対する来訪者の関心をさらに引き出すためには、受動的に鑑賞するだけの単調な展示になることを避け、五感で感じる体験型展示や天候や気候に左右されることなく、自然公園の風光明媚な景色を映像で鑑賞できる等の工夫をする必要があります。

③ 自然体験機能

自然にふれあう体験を求める利用者ニーズに応じた多彩な自然体験プログラムの提供を行い、サステイナブルツーリズム（観光客や観光関連産業、地域社会の需要を満たしつつ、現在及び将来の経済・社会・環境への影響も十分考慮した持続可能な観光）や学びの推進に寄与します。

具体的には、近年、自然体験を求めるニーズが多様化・高度化していることに鑑み、質の高い自然体験プログラムを有料で提供するツアーデスク（ツアーを手配する専門窓口）の設置により、従前の無料のガイドツアーと時間やコース等の内容を差別化したうえで、双方の提供を目指します。

有料のガイドツアーにおいては、自然解説のみならずアクティビティや学びの視点を取り入れたツアー実施を目指し、インバウンド対応可能なエコツアーガイドを育成するとともに、ガイドを生業の一部とする人材の充実やガイドの質のさらなる向上を図ります。

④ 自然環境保全拠点機能

自然公園の傑出した自然資源を保全し、後世に引き継ぐため、長野県自然保護センター、長野県自然保護レンジャー、パークボランティア等の自然保護活動を実施する個人や団体を引き続き支援するとともに、自然保護団体や地域住民と協働し、自然公園の維持管理や保全を迅速に行います。

⑤ 地域関係者の活動・交流拠点機能

自然公園の保全や適正な利用、エコツーリズム推進に取り組む地域関係者が自然保護センターを積極的に活用し、意見交換や情報共有を図る活動の拠点となるよう必要な支援を行うとともに、関係者との連携を図ります。

また、国（環境省）・市町村・観光関係者・自然保護団体・ガイド事業者・地権者といったエコツーリズムに携わる関係者の連携体制を構築し、地域全体でエコツーリズム推進に関する検討・評価を行う体制整備を進めます。

⑥ 休憩・避難場所提供機能

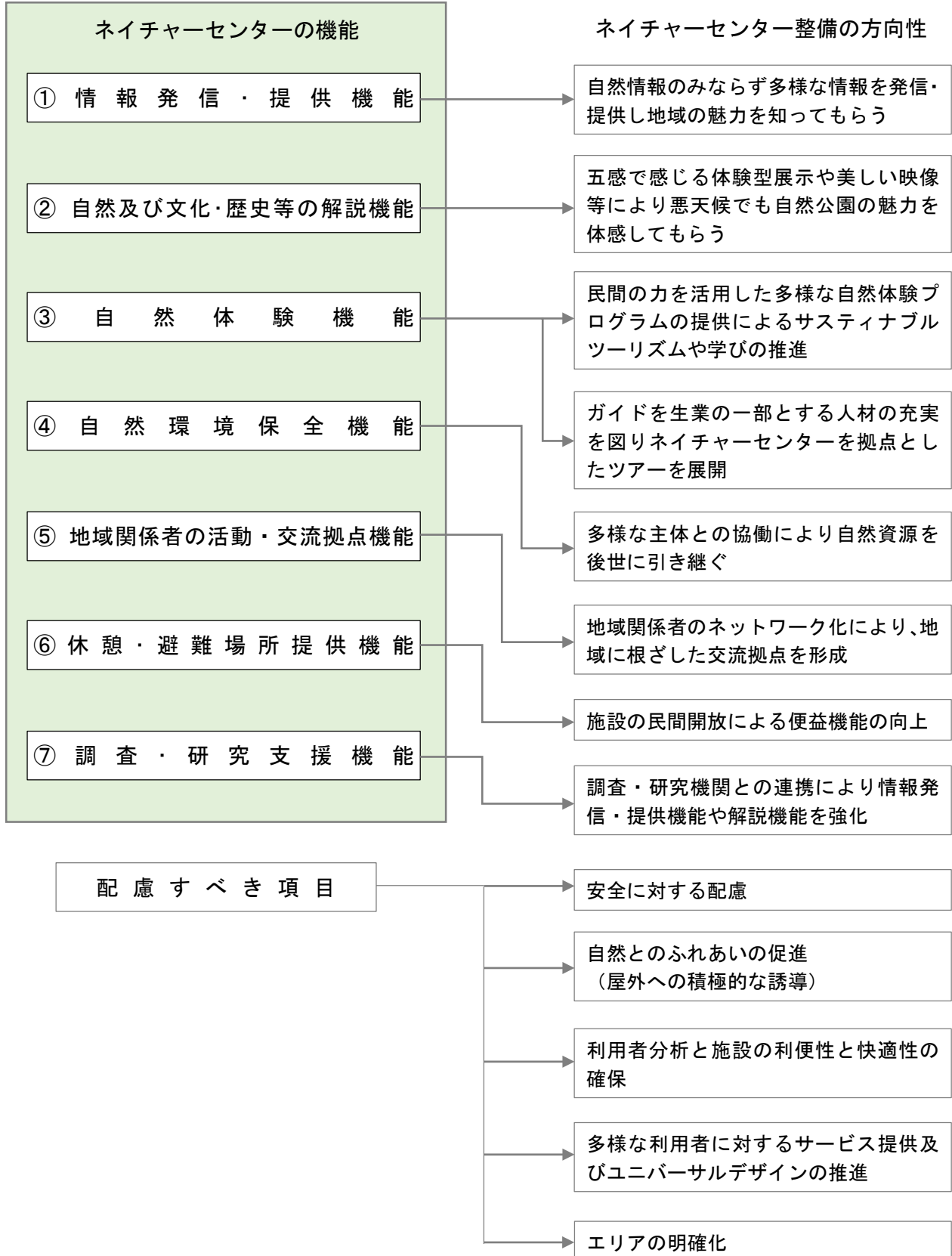
自然公園の利用者の休憩場所として快適な自然公園の利用につながるスペースを提供します。また、災害発生時や天候不良等の緊急時の避難場所としても機能します。

⑦ 調査・研究支援機能

情報発信・提供機能や自然及び文化・歴史等の解説機能を充実するため、関係者と連携し対象とする地域の自然環境や利用状況に関する調査、研究を支援します。

2 ネイチャーセンター整備の方向性

7つの機能をもとに、8つの整備の方向性と機能強化の実施にあたって4つの配慮すべき項目を定めます。



①情報発信・提供機能

自然情報のみならず多様な情報を発信・提供し地域の魅力を知ってもらう

- ・自然公園の利用者がセンターに訪れる前にあらかじめエコツアー等の情報を入手できるよう、ホームページ等のインターネット情報の充実に努めます。
- ・自然公園の利用者がセンターに訪れることで、自然・観光・交通・気象・歴史の様々な地域に関する情報を入手できるよう情報収集に努めます。
- ・自然保護センターの機能や、自然公園の利用マナー、地域固有の価値や魅力、自然保護の取組み等を国内に限らず海外の方でも理解しやすい形で、情報発信・提供を行います。
- ・エコツアーやガイド事業者等のガイド情報に関する情報の一元化を図り、自然保護センターでのガイド情報の発信に努めます。
- ・関係機関との連携により効率的な情報の集約・提供に努めます。(例：観光協会より観光情報を提供、防災情報の収集・提供、気象予報サイトとの連携により気象情報をリアルタイムで提供 等)
- ・各自然保護センターの立地条件や、地域の実情に応じた情報発信・提供の手段を検討します。

【想定される情報発信手段】

外部に情報を発信	自然保護センター利用者へ情報を提供
SNS、ウェブサイト、パンフレット、テレビ、ラジオ、メディア、季刊誌 等	スタッフによる案内、展示物、冊子（ガイドブック）、掲示板 等

- ・スタッフによる案内を行う際は、多様な利用者に対応するため、コミュニケーション支援ボードやタブレット端末の導入を検討します。

②自然及び文化・歴史等の解説機能

五感で感じる体験型展示や美しい映像により悪天候でも自然公園の魅力を感じてもらおう

- ・低コストで実現・維持が可能な展示物やスタッフによる定期的な更新が可能で利用者を飽きさせない工夫が可能な展示物を検討し、コストの低減、満足度の向上に努めます。
- ・展示は子供や車いす利用者等が見やすい、ふれやすい高さとし、器具等の操作性も直感的にわかりやすいよう配慮します。
- ・展示の解説等は、写真やイラストを活用し、難しい漢字や地名等にはふりがなをふるなど、わかりやすさに配慮するとともに、誰もが容易に利用できるように、展示、外国語表記、触地図、音声ガイド、ビデオ等の映像展示などを用意します。
- ・ドローンを活用した空撮映像等を活用し、臨場感を体験できる工夫をします。
- ・多様な手段による展示・解説に十分に対応できるよう、研修等を通じた人材育成に努めます。
- ・自然保護センターの利用者分析を行い必要に応じて多言語化の対応や、展示手法の検討を行います。

【想定される展示手法】

①グラフィック展示、②標本・実物展示、③ジオラマ展示、④映像展示、⑥レプリカ展示、⑦生態展示、⑧音響展示、⑨ハンズオン展示、⑩ICT展示 等

③自然体験機能

民間の力を活用した多様な自然体験プログラムの提供によるサステナブルツーリズムや学びの推進

- ・利用者に求められる自然体験プログラムの内容が高度化（質の高さ、新鮮味）していることから、従来の自然体験プログラム（無料）に加え、利用者のニーズに応じた質の高いツアー（有料）を提供するため、自然保護センター内に観光協会や、民間ガイド事業者によるツアーデスク（ツアーを手配する専門窓口）を設置し、目的に応じたツアーの提供を目指します。
- ・ツアーの実施にあたっては、表面的な情報や知識を一方的に伝えるのではなく、自然環境はもとより、その背景にある歴史や文化、地域との関わりなどを効果的に伝えるとともに、楽しみながら自ら自然の奥深さなどに気づき、深い感動を得られるような内容となるよう留意します。
- ・観光協会や、ガイド事業者に対して、ツアー実施前に自然保護センターの展示を活用したガイドを実施するよう促します。これにより、ツアー参加者は、地域の自然環境や歴史・文化を学習したのち、屋外での自然体験を行うため、より理解が深まります。

（注）自然保護センターは公有財産として行政財産に位置付けられており、地方自治法第 238 条の 4 により行政財産の当該地方公共団体以外の者への貸付、使用等については原則できないとされています。しかし、「行政財産目的外使用許可事務取扱いについて（通知）」により、「県の施策の推進上、使用許可の必要が認められる場合」といった財産管理者が特に必要があると認める場合に限り営利目的でも行政財産の貸付等が可能となります。

ガイドを生業の一部とする人材の充実を図りネイチャーセンターを拠点としたツアーを展開

- ・ガイド手法、エコツーリズムのプログラム作り等を学ぶガイド研修会等を実施し、自然解説のみならず、アクティビティや学びの視点を取り入れたツアー実施やインバウンド対応可能なガイドを育成し、ガイドを生業の一部とする人材の充実を図ります。
- ・自然保護センターを拠点に人材育成をすることで展示物を活用した解説や、センターを発着地点としたツアーの充実を図り、自然公園や自然保護センターの利用促進につなげます。
- ・ガイド育成テキストの作成や動植物や地形・地質等の知識を深める研修の開催にあたっては、長野県環境保全研究所等と連携を図り、調査・研究の成果を最大限活用します。

④自然環境保全機能

多様な主体との協働により自然資源を後世に引き継ぐ

- ・自然公園の保全管理に貢献する地域のボランティアなど、地域住民が自然公園や自然保護センターの応援団となる体制を検討します。(パークボランティア制度の導入等)
- ・外来植物の拡大や、希少種の分布状況、踏み荒し箇所、遊歩道の破損箇所といった自然環境保全に関する情報収集に努め、自然保護団体の活動を支援します。
- ・保全活動への理解や参加促進、活動成果の紹介等を行い、来館者の理解や関心の喚起を促します。
- ・環境教育を実践する個人や団体とも連携し、環境教育の視点を取り入れた活動となるよう留意します。

⑤地域関係者の活動・交流拠点機能

地域関係者のネットワーク化により、地域に根ざした交流拠点を形成

- ・エコツーリズムに携わる地域関係者が活動・交流する拠点として地域全体で議論する機会を提供し、取組の評価・検討を行うことにより、地域に根ざした活動・交流拠点とします。
- ・ガイド団体や、自然保護団体等の活動拠点として積極的に会議室等のスペースを提供します。

⑥休憩・避難場所提供機能

自然保護センターの民間開放による便益機能の向上

- ・休憩しながら情報収集や交流ができる快適な休憩スペースを提供するため、民間によるカフェや自然関連グッズ、環境教育に貢献する物品等を販売するミュージアムショップの導入を検討します。なお、近隣施設に売店や、飲食店がある場合は、関係者間で協議・調整をします。
- ・自然公園利用者が自然保護センターを休憩場所として活用してもらうため、Free Wi-Fiの導入などの利便性の向上に努めます。
- ・荒天時の避難場所やトイレ休憩も兼ねながら利用者間の交流が図られる居心地のよい空間の提供を目指します。

⑦調査・研究支援機能

調査・研究機関との連携により情報発信・提供機能や解説機能を強化

- ・調査・研究場所の提供や、必要に応じて現地調査等の補助を実施し、長野県環境保全研究所等の調査・研究を支援します。
- ・研究機関から研究結果をフィードバックしていただくことで、自然解説や、案内時に最新の情報に基づく説明が可能となります。

【配慮すべき項目】

(1) 安全に対する配慮

- ・エコツアーにおいては、ツアーの内容面での安全性への留意はもとより、ツアー実施時における火山や地震等の防災情報、台風等の気象情報への留意や、万一の場合に備えた保険への加入等、利用者及びガイドの安全に十分に配慮することが最も重要です。

(2) 自然とのふれあいの推進

- ・展示、解説、情報提供、案内、利用指導等においては、利用者が自然への理解を深めることができるよう留意する。また、フィールドで直接自然とふれあうことを促進することが重要であるため、フィールドへの積極的な誘導に配慮します。
- ・自然保護センターと周囲の自然資源との一体的な利用を促進するため、自然保護センターの周辺の遊歩道との一体的活用を検討する必要があります。
- ・この検討は、地域の特性に応じた自然体験や自然環境学習等、自然とのふれあいを促進するための活動計画の検討と併せて行うことが重要です。

(3) 利用者分析と自然保護センターの利便性と快適性の確保

- ・利用者ニーズや意識、嗜好、周辺住民や市町村等関係機関のニーズを把握し、想定される利用者像を検討する等の利用者分析を実施します。
- ・自然保護センターの利用者が減少している要因を施設ごとに分析し、より多くの利用者に訪れてもらえるよう親しみやすく開放的な施設となるよう配慮します。
- ・閉館においてもトイレのみ利用可能、屋外の掲示板により必要な情報を入手できる等、閉館時の利用にも配慮するとともに、使いやすさや、利用者が求めるサービス向上、快適性確保に配慮します。

(4) 多様な利用者に対するサービスの提供及びユニバーサルデザインの推進

- ・自然公園の利用者の多様化（外国人旅行者、障がい者、高齢者、子供等）が進んでいることから、誰もが楽しめるサービスの提供を心掛けます。
- ・できるだけ多くの人に自然保護センターを利用してもらうため、高齢者や障がい者、外国人旅行者など幅広い利用者の動向などに留意しつつ、利用者のニーズに対応した展示や解説となるよう配慮します。
- ・多くの人々が自然とふれあえ、自然保護センターを利用できるよう可能な限りユニバーサルデザイン化を図ります。

〔ユニバーサルデザインのイメージ〕

- ① すべての利用者が円滑に移動でき、利用できる施設としての整備
- ② 多様な利用者の特性に配慮した情報提供と展示
- ③ 多言語対応

- ・多言語化対応にあたっては、ICT（情報通信技術）の導入を検討します。

（注）スマートフォンなどのモバイル媒体に情報を提供する情報通信技術には、例えば、QR コード、ビーコン、アクティブタグ、音声コード、パッシブタグ等があり、これらの技術と Wi-Fi 等のネットワーク環境、ウェブサイトなどを組み合わせることで、モバイル媒体に地域の自然や観光情報、自然保護センターの館内案内、位置情報などを多言語や音声で提供することが可能となります。

自然公園内は、電源の確保、ネットワーク接続環境の確保、過酷な自然環境への対応など都市部では想定されない課題があることから、それぞれの場所と技術特性に応じた技術を採用する必要があります。

（５）エリアの明確化

- ・同一の自然公園内に複数のビジターセンターが設置されているなど、近隣地域内に類似施設が存在する場合は、発信する情報や、サービス内容が重複しないよう施設機能の差別化と、どのエリアの情報を発信するかといったエリアの明確化の検討を行う必要があります。

第5章 管理運営体制の方向性

1 目指す運営体制のあり方

【多様な主体を巻き込んだ運営体制】

自然保護センターは、利用者が気持ちよく快適に利用できるよう適切な管理・運営が必要です。

そして、自然保護センターの利用を通じて自然の仕組みへの興味や自然とのふれあいの楽しさを体験し、その中で環境に関心を深めてもらえるよう、管理・運営面での工夫をしていくことが重要です。さらに、地域の実情を踏まえて、自然情報等の収集・発信や自然公園の適正な利用を促進する必要があります。

自然保護センターの管理運営体制の構築にあたっては、①設置者（県）が施設管理と運営の両方を行う場合、②関係市町村・民間事業者等に管理・運営を委託する場合、③設置者・国（環境省）・関係市町村・地域関係者（観光協会、ガイド事業者、公園事業者等）による協議会組織を作り運営する場合、④指定管理者制度を導入する場合など、様々な形態が考えられます。現状の自然保護センターは、霧ヶ峰が①の県直営、乗鞍・美ヶ原・志賀高原の3か所が②の市町村委託となっています。

特にエコツーリズムの推進を図るためには、地域で活動する様々な主体と協働した形での運営・実施が必要不可欠となります。

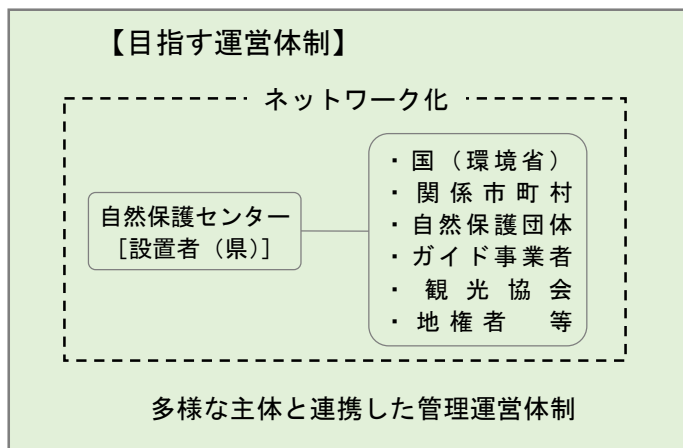
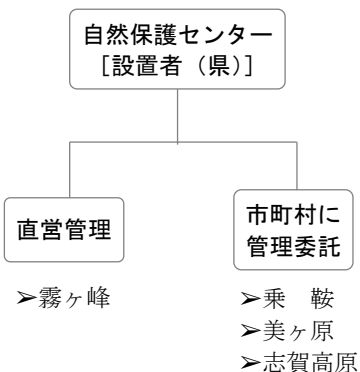
以上のことから、国（環境省）、関係市町村、自然保護ボランティア団体、ガイド事業者、観光協会、地権者等の多様な主体を巻き込み、関係者との連携体制を構築し、民間の力を積極的に活用した運営体制が望ましいと考えます。

また、自然保護センターでは施設管理、利用案内、体験プログラムの提供等を行うための専門的知識を有した人材の長期的確保が課題であり、地域の特色や必要な機能を踏まえて、目的を達成するために必要な人員や費用負担等について自然保護センターごとに検討する必要があります。

なお、地域関係者とのネットワーク体制を構築する中で、関係者の役割分担や、各事業者が取り組むべき分野を整理し、これを共通認識にすることで、地域の特色に応じたエコツーリズムの推進やサービス提供が可能になると考えられます。

【運営体制の概念図】

【現状】



2 運営方法の検討

(1) 検討にあたり考慮すべき点について

ア 施設の管理・運営に対する考慮

自然保護センターと周辺地域の自然資源の一体的な利用を促進するためには、エコツアーやアクティビティツアーなどの自然とのふれあい活動を実施している観光協会や民間事業者等の多様な主体との連携が重要となります。

また、建物や展示の改修を行う場合には、経済的で耐久性が高くなるよう検討するとともに管理・運営のしやすさと維持管理費の軽減に十分に配慮する必要があります。

このほか、季節的・時間的な利用集中に対応する管理・運営体制、オフシーズンの閉鎖期間時の情報発信体制等を考慮して検討する必要があります。

イ 地域への貢献

自然保護センターを効果的・効率的に管理・運営していくためには地域との協働による体制を構築していくことが重要です。このため、自然公園の価値や自然保護センターの役割が地域に理解され、地域に必要とされる施設であり続けるため地域への貢献についても考慮する必要があります。

具体的には、利用者に対する周辺のアクティビティや宿泊、飲食店等の地域の観光情報の提供などが考えられます。

ウ 人員確保と管理運営費の継続的確保

自然保護センター及び周辺フィールドについては、厳しく変化しやすい自然条件に対応するため、現地に常駐し地域を熟知した職員によるきめ細かい維持管理が必要とされることから、地域の自然環境や歴史文化に精通する専門性の高い職員の配置が求められます。

また、管理運営費については、引き続き必要な経費を継続的に確保する必要があります。

(2) 各自然保護センターの運営方法の検討手法について

それぞれの地域関係者による検討会・協議会の開催が考えられます。また開催にあたっては、地域の特色や現状等を考慮して議論を行うため自然保護センターごとに検討する必要があります。

一方で地域関係者が一堂に会する場所を設け、自然保護センターに関する課題・現状や機能拡充の方向性を協議・整理する中で、適切な運営方法の検討を行うことも有効と考えます。

なお、検討にあたっては、施設の適切な管理・運営体制に関する検討と地域のエコツアーリズム推進に関する検討の両方を行うことが望ましいと考えます。

(3) 検討項目について

下記の項目について検討するとともに、運営主体や、施設設置者、地域関係者との役割分担（受益者負担の考え方に基づく費用分担を含む）について具体的に検討し、明確にすることが望ましいと考えます。

なお、検討にあたっては、管理運営の実情や質の高い利用者サービスの提供という観点を踏まえて、管理委託や指定管理者制度といった管理方法や管理主体についても必要に応じて協議を行い、より効果的・効率的な方法を検討することが重要です。

〔想定される検討項目〕

① 管理・運営の基本的な考え方と内容

本方針を基に各自然保護センターの特色や機能を持続的に発揮・確保するための管理・運営の基本的方向性と必要な管理・運営内容の検討

② 施設の維持管理

効果的・効率的な自然保護センターの維持管理の考え方と方向性の検討

③ 管理・運営体制

管理・運営組織の概要、管理・運営の協力体制（関係団体、運営協議会、ボランティア等）、の検討

④ 管理・運営費

年間管理運営費（人件費、水道光熱費、維持管理費等）及び費用負担の検討

⑤ 活動計画

自然公園の保護と適正な利用及びエコツーリズム推進に必要な活動に関する事業計画の検討

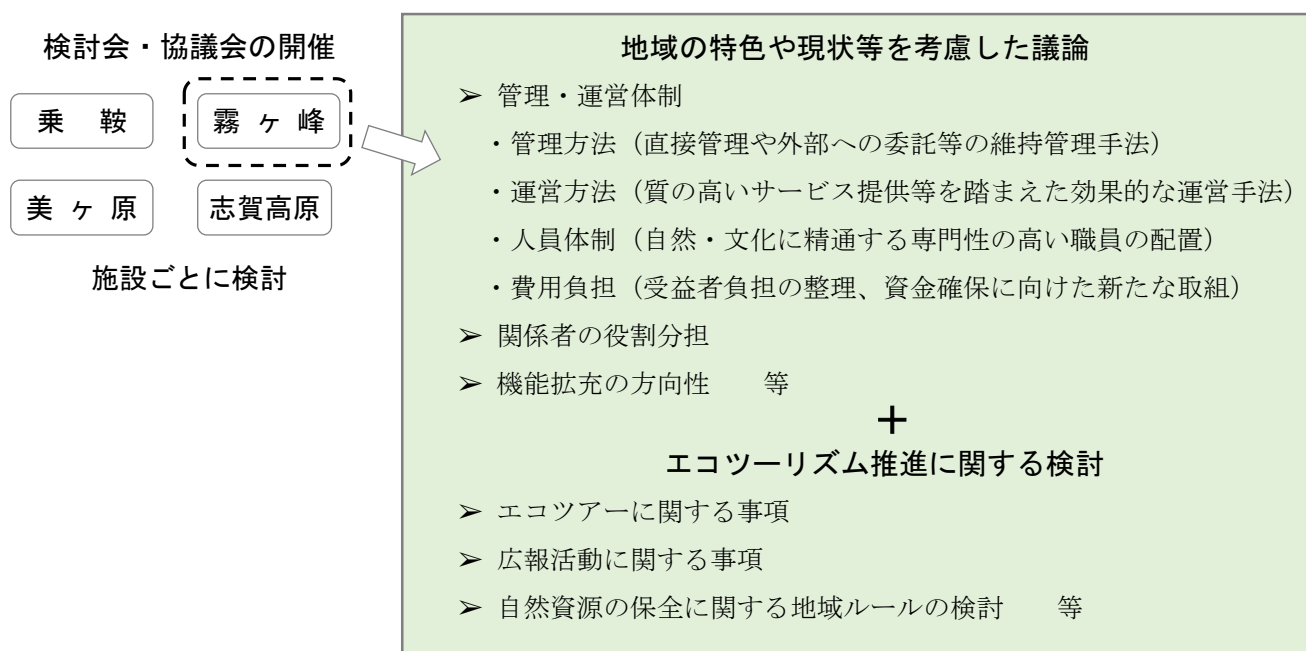
⑥ 人員体制

人数、職務内容、勤務形態（期間・日数・時間等）について整理、人材の確保及び人件費の負担等の検討

⑦ 目標利用者数

観光客数等を参考に自然保護センターごとの利用実態に応じた目標利用者数の検討

〔検討手法のイメージ〕



第6章 広域連携体制

1 他施設との連携のあり方

上高地ビジターセンターや栂池ビジターセンターをはじめとした、県内の自然公園内に設置されたビジターセンター的機能を有する施設と積極的に連携を図ります。

他施設の運営状況や、活動内容、運営のノウハウなどの情報共有、意見交換等の連携強化により、施設職員の自己研鑽に資するほか、エコツアーや企画展示等の合同イベントの開催につながることを期待でき、来訪者に対して自然公園の魅力や、自然とのふれあいの機会をより多く提供することが可能となります。

こうした各施設の情報共有等に加えて、隣接する自然保護センターやビジターセンターが、それぞれのエコツアー等について相互にPRし、周遊コースとして提案することで、利用者の回遊性を高める取組みも重要です。

また、県内に設置されている国、県、市町村、民間といった多様な主体からなるビジターセンター的機能を有する施設がネットワーク化を図ることで、エコツーリズム推進の取組が自然保護センターの設置地域を超え、他地域へ広く波及することが期待されます。

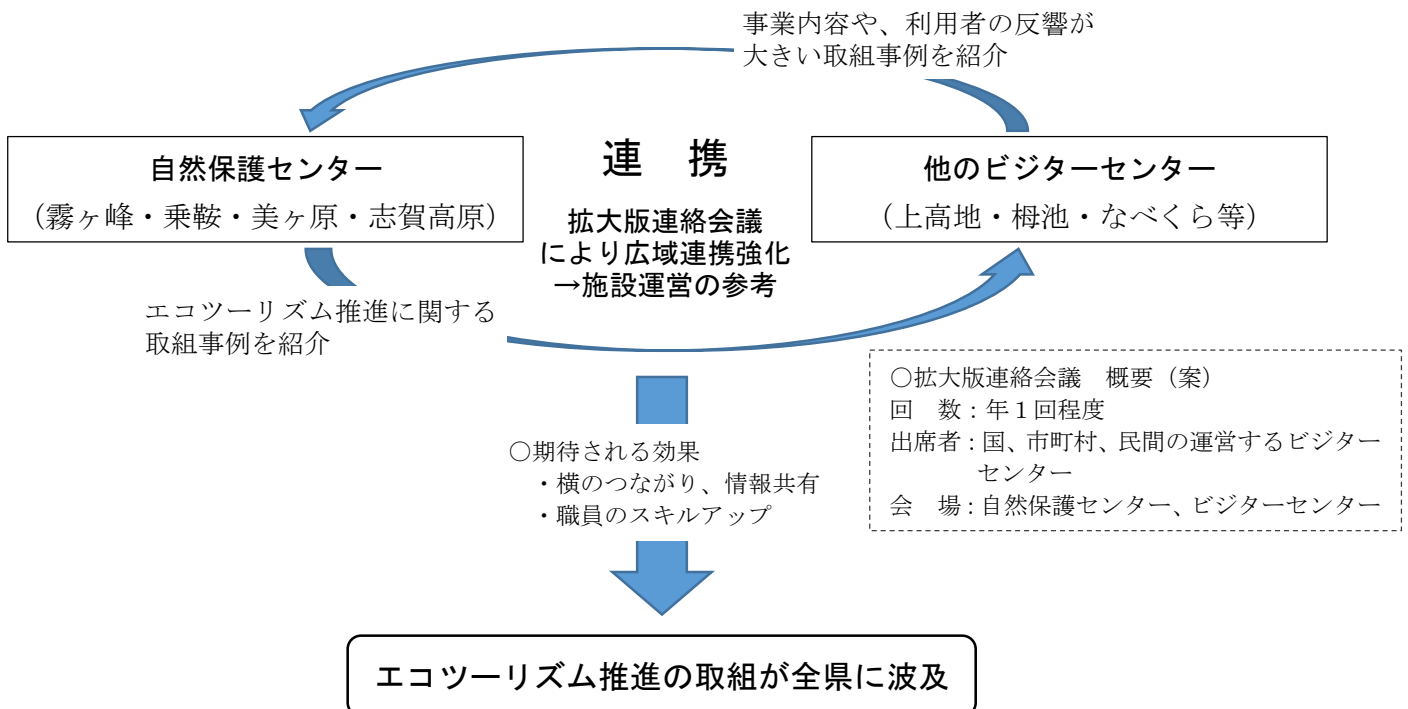
2 広域連携の方向性

本県の取組として従来実施していた4つの自然保護センターの関係者が年に1回集まり意見交換を図る連絡会議を拡大し、県内の自然公園内に設置されたビジターセンター的機能を有する施設も参加者に加えた拡大版連絡会議や合同勉強会の開催が考えられます。

開催場所を自然保護センターや、他のビジターセンターとすることで施設の視察も兼ねた情報交換が可能となり、さらなる議論の活性化が期待できます。

なお、会議の開催を持ち回りで行うことも波及効果を高めると考えます。

〔拡大版連絡会議の概念図〕



第1章 基本方針の策定にあたって

○策定の経過

- エコツーリズム^{*1}の高まり** **本県のエコツーリズムの現状**
- 自然公園の利用形態の変化（風景鑑賞中心⇒利用の多様化）
 - 体験型観光の高まり（多様化・高度化する傾向）
 - 推進する組織や拠点が不足
 - 県内各地に普及していない



自然保護センター^{**2}を活用したエコツーリズムの推進

施設名	霧ヶ峰 自然保護センター	乗鞍 自然保護センター	美ヶ原 自然保護センター	志賀高原 自然保護センター
所在地	諏訪市四賀霧ヶ峰 7718-9	松本市安曇4306-5	松本市大字入山辺 上田市武石上本入	下高井郡山ノ内町 志賀高原蓮池
建築面積	575.00㎡ (RC平屋建)	835.45㎡ (RC平屋建)	629.36㎡ (木造平屋建)	926.50㎡ (SRC2階建)
竣工年月	昭和48年8月	昭和54年11月	平成5年3月	平成9年6月
管理運営	県直営 (諏訪地域振興局)	松本市へ委託 (山岳観光課)	松本市へ委託 (観光温泉課)	山ノ内町へ委託 (観光商工課)
公園名	八ヶ岳中信高原 国立公園	中部山岳 国立公園	八ヶ岳中信高原 国立公園	上信越高原 国立公園

○基本方針の位置づけ

- ・4つの自然保護センターの目指すべき姿等の総論を記載
- ・基本方針に基づき自然保護センターごとに具体的検討

第2章 現状分析

○長野県の自然環境の利用に関する状況

- ・インバウンド対応や、特別感のある非日常的な体験を求める等、多様化・高度化する自然体験のニーズへの対応が必要
- ・利用者の増加に伴う踏みつけによる植生破壊や利用マナーの違反等が課題

○自然保護センター等に関する状況

- ・施設の長寿命化、活動プログラムの充実強化等が課題
- ・利用者数が年々減少傾向（H20:102千人→H29:65千人）
- ・多様な主体により自然公園内にビジターセンターが設置（11箇所）

○エコツーリズムの取組に関する状況

- ・有料のエコツアーは一部の地域のみで定着
- ・情報共有、関係者間の連携不足
- ・エコツアーガイドの担い手の不足

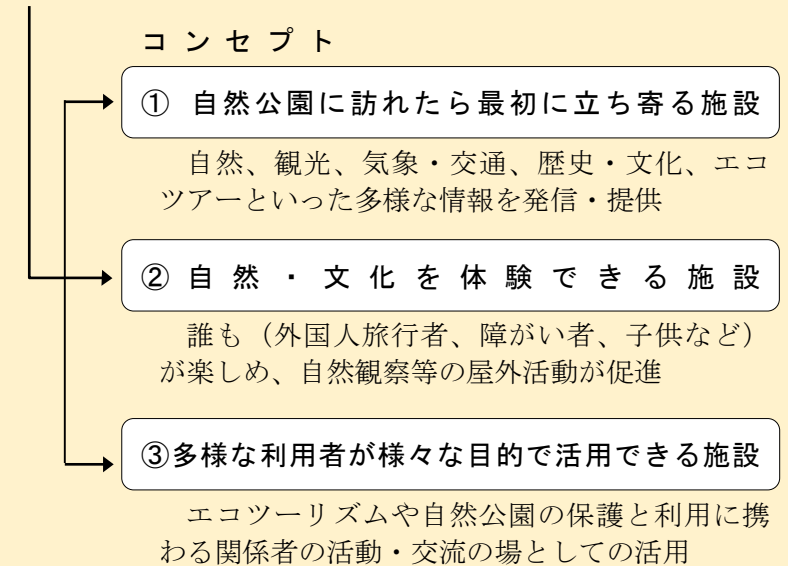
※1…本県にある自然公園の自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域本来の姿を持続的に保つことができる観光のあり方
 ※2…霧ヶ峰、乗鞍、美ヶ原、志賀高原の県下4か所に設置されており、地域の自然等をパネル・模型等でわかりやすく解説するとともに、自然公園の利用指導を行い、自然保護や地域の環境教育拠点、あるいは自然環境に関する情報発信の拠点として利用されている。

第3章 目指す姿とコンセプト

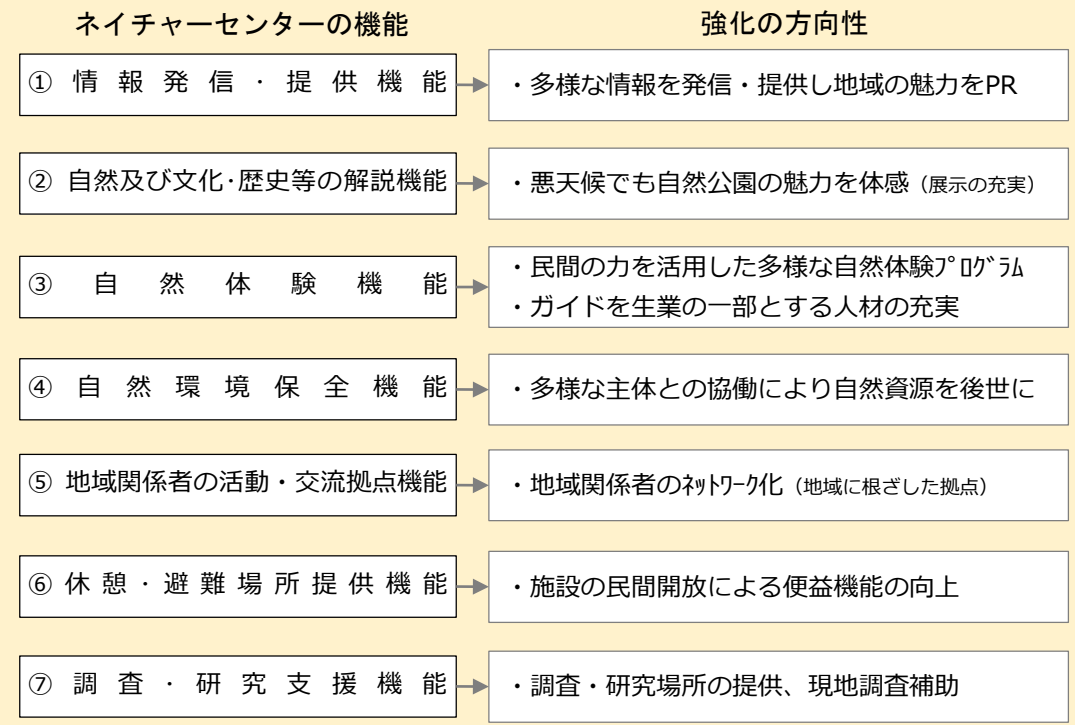
自然公園に誘導し、屋外での積極的な自然体験を促進するとともに、旅行者のニーズに応じた多様なツアープログラムを提供できる施設

目指す姿

自然公園の「玄関口」として人と自然をつなぐ拠点



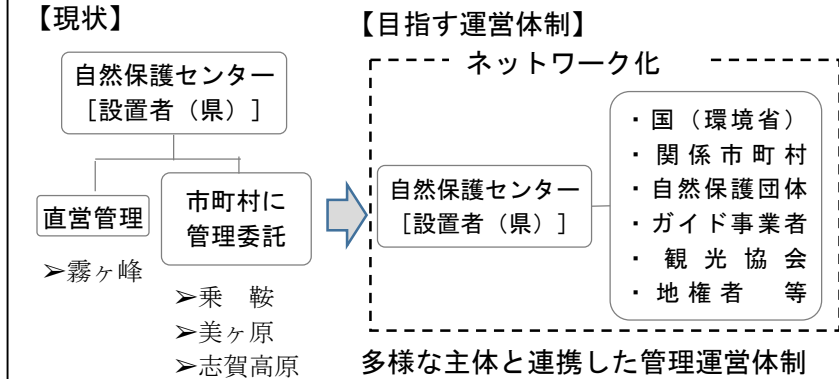
第4章 機能と強化の方向性



第5章 管理運営体制の方向性

○目指す運営体制のあり方（多様な主体を巻き込んだ運営体制）

国（環境省）、関係市町村、自然保護ボランティア団体、ガイド事業者、観光協会、地権者等の多様な主体を巻き込み、関係者との連携体制を構築し、民間の力を積極的に活用した運営体制が望ましい



○運営方法の検討

- ・地域の特徴や現状等を考慮して議論を行うため自然保護センターごとに検討会・協議会を開催
- ・運営主体、施設設置者、地域関係者との役割分担（受益者負担の考え方に基づく費用分担を含む）等を検討し明確化

第6章 広域連携体制

○他施設との連携のあり方

- ・自然公園内に設置された他のビジターセンターとの連携（ネットワーク化）
- ・職員の自己研鑽、合同イベント等が期待

○広域連携の方向性

- ・従来実施していた4つの自然保護センターによる連絡会議（年1回）を拡大
- ・拡大版連絡会議や合同勉強会の開催

＜拡大版連絡会議 概要（案）＞

回数：年1回程度
 出席者：国、市町村、民間の運営するビジターセンター
 会場：自然保護センター、ビジターセンター

信州ネイチャーセンター基本方針の策定スケジュール

自然保護課

【第1回 検討会】（平成30年5月8日）

- 検討の方向性の確認
- 各自然保護センターの概要説明
- 意見交換

構成

- ・委員 5名
- ・オブザーバー 11名計 17名

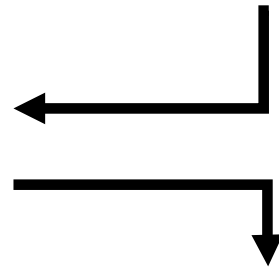


[基本方針（事務局案）作成]

- ・第1回の意見交換を参考に事務局案作成
- ・他のビジターセンターへの意見照会

【第2回 検討会】（平成30年6月19日）

- 長野県の観光の現況説明
- 自然保護センターごとのニーズ把握
- 基本方針（事務局案）の検討



[基本方針（案）作成]

- ・第2回目の意見を踏まえた修正案を作成
- ・委員への意見照会

[パブリックコメント]（H30.7.2～7.23）

- ・ご意見を踏まえた修正

【第3回 検討会】（平成30年8月10日）

- 信州ネイチャーセンター基本方針（案）の了承



信州ネイチャーセンター基本方針の策定（平成30年9月）

【霧ヶ峰自然保護センター機能強化方針策定検討会】（平成30年9月 第1回）

- 機能強化方針（案）の策定
 - ・霧ヶ峰自然保護センターに求められる機能及び役割の検討
 - ⇒ 目指す姿・コンセプトの策定 等
 - ・具体的機能強化策の検討
 - ⇒ 実現可能な機能強化策の検討

(3回実施予定)

○構成団体（案）

- 有識者、行政（国、県、市町村）
- 地権者、観光協会、ガイド事業者
- 自然保護団体、関係施設（VC）

